

富山県立図書館雑誌スポンサー募集要領

1 雑誌スポンサー募集の目的

雑誌スポンサー制度は、民間事業者に閲覧用雑誌を広告媒体として提供し、その事業活動を促進することを通じ、経済分野等との連携を推進するとともに、富山県立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって県民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を図書館に配架します。提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、裏面には広告を表示することができます。書架の雑誌名表示板にもスポンサー名を表示します。

なお、雑誌の調達は図書館が行い、図書館へ納入された雑誌は、図書館の所有とします。

3 雑誌スポンサー及び広告の対象

- (1) 富山県企業広告等掲載基準第1項各号に掲げる業種又は事業者については、対象としません。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。
- (2) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損うおそれのないものとし、富山県企業広告等掲載基準第2項各号に該当する内容については、広告掲載をしません。

4 対象とする雑誌

図書館が作成した雑誌リストより選定していただきます。

5 広告の規格・表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名等を表示します。
表示シールの大きさ 縦4cm、横13cm程度
貼付位置 最新号のカバーの底辺より4cm以上上部の中央
- (2) 最新号カバーの裏面に広告チラシを1枚挿入できます。広告チラシは、片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとします。なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。
- (3) 書架の雑誌名の表示板に、スポンサー名を表示します。
- (4) 表示期間は契約期間内の発行雑誌とし、1月に1回の範囲内で広告の内容を変更することができるものとします。ただし、表示の開始は、提供雑誌購入代金の支払い確認後とします。
- (5) 雑誌の配架位置は、図書館が決定します。

6 広告の掲出期間

広告の掲出期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとし、年度の途中からの場合は、図書館が掲出を決定した月の翌月からその年度の3月31日までとします。ただし、期間満了の2か月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とします。

7 申込の受付

申込は、随時受付します。

8 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサー制度の申込があった場合は、広告の内容とともに別に定める審査を実施します。

9 申込方法

雑誌スポンサー制度申込書(第1号様式)に必要事項を記入し、図書館に提出してください。

10 契約

雑誌スポンサー制度の広告主に決定した場合は、覚書(第2号様式)により契約を締結します。

11 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払は、図書館が指定する納入業者に直接お支払ください。

- (1) 支払は一括先払とし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算してください。
- (2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。
- (3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が契約途中で、休刊や廃刊等になった場合は、図書と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとします。

附 則

この要領は、平成25年12月9日から施行する。